

福岡市公報

平成25年12月19日 第6074号(別冊3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
公次—
告

ページ

- 福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業の仮換地の指定の取消し
に関する通知及び従前の宅地の使用又は収益の停止に関する通知
に係る書類の送付にかえてする公告(第542号) 1
- 福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業の仮換地の指定の取消し
に関する通知及び従前の宅地の使用又は収益の停止に関する通知
に係る書類の送付にかわる掲示がなされている旨の公告(第543号) 3

公

告

福岡市公告第542号

福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業の施行に関し、仮換地の指定の取消しに関する通知及び土地区画整理法第100条第1項の規定による従前の宅地の使用又は収益の停止に関する通知に係る書類を送付するに当たり、送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、これらの書類の送付にかえてその内容を次のように公告する。

平成25年12月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 書類の送付を受けるべき者の氏名
徳重 市次ほか9名
- 2 書類の内容

仮換地指定取消及び従前の宅地の使用収益停止通知

福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により平成22年11月4日付け伊換第207号でした仮換地指定を取り消します。

また、同法第100条第1項前段の規定により、当該宅地について下記のとおり使用し、又は収益することを停止するので、同項後段の規定により通知します。

記

使用し、又は収益することを停止する宅地						摘 要
市 区	町 名	地 番	地 目	登記簿地積	全部又は一 部	
福岡市西区	徳永字山ノハナ	223-2	田	46	全部	
処分の効力発生の日					平成26年 1 月 9 日	

(注) これらの処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

また、これらの処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市（訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長）を被告として提起することができます。

ただし、これらの処分に対して審査請求を行った場合には、これらの処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。

福岡市公告第543号

福岡都市計画事業伊都土地区画整理事業の施行者福岡市が、土地区画整理法第133条第2項において準用する同法第77条第5項前段の規定に基づき、仮換地の指定の取消しに関する通知及び同法第100条第1項の規定による従前の宅地の使用又は収益の停止に関する通知に係る書類の送付にかえて、これらの書類の内容を掲示しているので、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項後段の規定により次のように公告する。

平成25年12月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 書類の送付を受けるべき者の氏名
徳重 市次 ほか9名
- 2 掲示の場所
福岡市西区西都二丁目1番1号
福岡市西区役所西部出張所掲示場
福岡市西区今宿一丁目1番28号
福岡市住宅都市局伊都区画整理事務所掲示場
- 3 掲示の期間
本公告の日から10日間

